



令和7年2月10日

本荘地域学校再編委員会

委員長 松本 真一 様

鶴舞小学校開校準備委員会

委員長 安倍 武義

提 案 書

鶴舞小学校開校準備委員会は、「鶴舞小学校児童の通学方法」について協議を行いましたので、下記事項について提案いたします。

協議事項	提案内容				
1. 通学方法	通学方法については、教育委員会の提案のとおりといたします。内容については以下のとおりです。 4 km以上（冬期間2 km以上）を遠距離通学の支援対象とする。 公共交通機関の路線バス沿線の町内に居住する児童については、路線バスの利用を原則とする。 <table border="1"><tr><td>対象町内</td><td>浜 ノ 町</td></tr><tr><td>対象期間</td><td>冬 期 間</td></tr></table> ただし、開校後も児童の居住地に変更が生じた場合など、実状に合わせた通学方法の見直しを行う。	対象町内	浜 ノ 町	対象期間	冬 期 間
対象町内	浜 ノ 町				
対象期間	冬 期 間				
2. 通学路	通学路設定の考え方については、教育委員会の提案のとおりといたします。内容については以下のとおりです。 児童の安全を第一に考え、学校周辺及び校区内の安全な道路を最優先に、次の事項について十分留意し、保護者と相談のうえ学校が設定する。 (1) 原則として、国・県・市が管理する道路（公道）であること。 (2) 歩道があるところを優先すること。 (3) 横断箇所は、横断歩道、信号機が設置されていること。 (4) 車両交通量が比較的少なく、児童の通行をより安全に確保できること。 (5) その他、交通安全面及び防犯面の両面から適切な道路環境であること。				
3. その他	協議の中で委員から、路線バスを利用するにあたり、児童の安全確保や乗り遅れ、乗り過ごしなどへの対応について、遺漏のないよう意見がありましたので、再編委員会においてもご協議願います。				



令和7年2月25日

本荘地域学校再編委員会
委員長 松本 真一 様

本荘東小学校開校準備委員会
委員長 星野 満博

提 案 書

本荘東小学校開校準備委員会は、「本荘東小学校児童の通学方法とスクールバス運行計画」について協議を行いましたので、下記事項について提案いたします。

協議事項	提案内容															
1. 通学方法・スクールバス運行計画	通学方法・スクールバス運行計画については、教育委員会の提案のとおりといたします。内容については以下のとおりです。 4 km以上（冬期間 2 km以上）を遠距離通学の支援対象とし、町内単位を基本とする。 路線バス及びスクールバスの運行ルートについては、児童数などの状況により適宜変更する。 （１）公共交通機関の路線バス沿線の町内に居住する児童については、路線バスの利用を原則とし、定期券の支給対象とする。 <table><tr><th>種別</th><th>対象町内</th></tr><tr><td>通年</td><td>鳥田目、柳生、湯沢、館、新山崎、宮沢、雪車町、滝ノ沢、石沢上野、万願寺</td></tr><tr><td>冬季</td><td>新道、三条</td></tr></table> （２）路線バス停留所から遠い町内については、スクールバスまたは借上バスを運行する。 <table><tr><th>種別</th><th>対象町内</th><th>車両</th></tr><tr><td>通年</td><td>①櫛引、鳥川、鮎瀬 ②北ノ股、南ノ股、金山、館前、大沢 ③葛法、船岡</td><td>スクールバス (市所有)</td></tr><tr><td>冬季</td><td>④大中ノ沢、玉ノ池、宮内、埋田 ⑤藤崎</td><td>借上バス</td></tr></table> ※番号毎のルートでバスを運行する。	種別	対象町内	通年	鳥田目、柳生、湯沢、館、新山崎、宮沢、雪車町、滝ノ沢、石沢上野、万願寺	冬季	新道、三条	種別	対象町内	車両	通年	①櫛引、鳥川、鮎瀬 ②北ノ股、南ノ股、金山、館前、大沢 ③葛法、船岡	スクールバス (市所有)	冬季	④大中ノ沢、玉ノ池、宮内、埋田 ⑤藤崎	借上バス
種別	対象町内															
通年	鳥田目、柳生、湯沢、館、新山崎、宮沢、雪車町、滝ノ沢、石沢上野、万願寺															
冬季	新道、三条															
種別	対象町内	車両														
通年	①櫛引、鳥川、鮎瀬 ②北ノ股、南ノ股、金山、館前、大沢 ③葛法、船岡	スクールバス (市所有)														
冬季	④大中ノ沢、玉ノ池、宮内、埋田 ⑤藤崎	借上バス														

2. 通学路	通学路設定の考え方については、教育委員会の提案のとおりといたします。内容については以下のとおりです。 児童の安全を第一に考え、学校周辺及び校区内の安全な道路を最優先に、次の事項について十分留意し、保護者と相談のうえ学校が設定する。 (1) 原則として、国・県・市が管理する道路（公道）であること。 (2) 歩道があるところを優先すること。 (3) 横断箇所は、横断歩道、信号機が設置されていること。 (4) 車両交通量が比較的少なく、児童の通行をより安全に確保できること。 (5) その他、交通安全面及び防犯面の両面から適切な道路環境であること。 さらに、児童が安全に通学できる環境を整えるため、引き続き警察などの関係機関と協議し、信号機や横断歩道の設置などを要望する。
3. その他	協議の中で委員から、通学路の早期決定、登下校の方法についての検討、スクールバス運行に係る説明会の開催について意見がありましたので、再編委員会においてもご協議願います。 また、当準備委員会の協議事項ではありませんが、放課後児童クラブ（学童保育）について様々な課題があるとの意見があり、開校にあたって重要な事項であると考えることを申し添えます。